「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

<table>
<tr><td>許認可等の名称</td><td colspan="2">堺市立霊堂の使用権の承継</td></tr>
<tr><td>根拠条例等・条項</td><td colspan="2">堺市立霊堂条例（以下「条例」）第14条及び第21条</td></tr>
<tr><td>所　　管　　課</td><td colspan="2">建設局　公園緑地部　泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）</td></tr>
<tr><td>審　査　基　準</td><td colspan="2">１．納骨壇の使用権の承継が譲渡、又は他人の使用にあたらないか。
（条例第14条第2項）

２．堺市立霊堂納骨壇使用承継申請書に前使用者の許可証、承継原因を証明する書類、印鑑登録証明書、その他市長が必要と認める書類に手数料500円を添えて申請しているか。
（条例第21条及び同条例施行規則第14条）

３．その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益にならず、又はなるおそれがないと認められるか。
（条例第5条第2項）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間</td><td>3週間</td></tr>
<tr><td>標準処理期間を設定できない理由</td><td></td></tr>
</table>